

科目等履修生入学案内

東北大学薬学部・薬学研究科

[趣 旨]

本学部の開設している授業科目について、履修を願い出たものがあるときには、学生の履修に妨げない場合に関り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがあります。

[入学資格]

1. 学部科目等履修生として入学することのできるものは、次の各号の一に該当するものとします。
 - (1) 大学（短期大学を除く）に2年以上在学し、所定の課程を修了した者
 - (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - (3) 前二号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者
2. 前項の規定にかかわらず、薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定に基づく薬剤師国家試験受験資格の取得を目的とした体系的な授業科目を履修する科目等履修生（科目等履修生専修コース）として入学することのできるものは、次の各号のいずれにも該当するものとします。
 - (1) 本学に入学し、本学部創薬科学科を卒業した者
 - (2) 本学又は他大学の大学院薬学研究科の修士課程又は博士課程に2年以上在学し、いずれかの課程を修了した者
3. 大学院科目等履修生として入学することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とします。

*上記第2項に該当する場合は、事前に当該コースを履修するための選抜試験に合格している必要があります。

[出願期間]

4月入学 3月1日～3月15日（土日祝日は除く）

10月入学 9月1日～9月15日（土日祝日は除く）

[出願手続]

入学を志願する者は、次の書類を各1部に検定料（9,800円）を添えて提出してください。

- (1) 入学願書及び履歴書
- (2) 最終学校の卒業（見込み）証明書又は修了（見込み）証明書

[入学手続]

入学を許可された者は、所定の期日までに入学料（28,200円）を次の書類各1部を添えて提出してください。

なお、所定の期日までに、入学料を納付しない者に対しては、入学の許可を取り消します。

- (1) 宣誓書（所定用紙）
- (2) 保護者等届（所定用紙）
- (3) 科目等履修生記録簿（所定用紙）
- (4) 写真（3×4cm、正面半身脱帽で3か月以内に撮影したもの） 2枚

(5) その他

卒業（修了）見込みで出願した者・・・卒業（修了）証明書

[授 業 料]

入学を許可された者は、所定の期日までに授業料（1単位につき 14,800 円）を納付して下さい。

[在学期間]

1. 在学期間は1学期とする。ただし、在学期間の延長を希望する場合は延長願（所定用紙）により願い出ることができます。
2. 科目等履修生は2年を超えて在学することができません。
3. 前項の規定にかかわらず、科目等履修生専修コースの在学期間は2年とします。
ただし、在学期間の延長を願い出たものがあるときは、教授会の議を経て、学部長がその延長を許可することがあります。
4. 履修することのできる単位は原則として1学期につき12単位を限度とします。ただし、科目等履修生専修コースはこの限りではありません。

[退 学]

在学期間の中で退学しようとするときは、退学願（所定用紙）を提出してください。

[そ の 他]

1. 科目等履修生が履修した授業科目について、証明を願い出たときは、証明書を交付することがあります。
2. 在学中に本籍、住所又は保護者等身上に関する変更があった場合には、その都度届け出てください。
3. ここに定めるものを除くほか、科目等履修生には学生に関する規定を準用します。

《教育実践演習（中・高）の履修資格について》

「教育実践演習」の授業科目を履修することができる者は、本学部・研究科出身者で、本学の「教育実習」を終了し、「教育実習」及び「教職実践演習」を除く免許状取得に必要な全ての単位を修得した者のみとします。

ただし、「教科に関する科目」については、不足単位の履修登録が確認できた場合のみ、履修を認めることがあります。

なお、「教職実践演習」受講の要否については、本学部・研究科教務係にお問い合わせください。

東北大学薬学部・薬学研究科教務係
〒980-8578 仙台市青葉区荒巻字青葉 6-3
TEL 022-795-6803